

議案第200号

川崎市成人ぜん息患者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市成人ぜん息患者医療費助成条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成23年11月28日提出

川崎市長 阿部孝夫

川崎市成人ぜん息患者医療費助成条例の一部を改正する条例

川崎市成人ぜん息患者医療費助成条例（平成18年川崎市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「3年」を「1年」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年2月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から平成24年3月31日までの間における川崎市成人ぜん息患者医療費助成条例（以下「条例」という。）第4条第1項の規定による申請（同年4月1日において本市の区域内に引き続き3年以上住所を有しない者がするものに限る。）に係る同条第3項の規定の適用については、同項中「同項の規定による申請があった日」とあるのは、「平成24年4月1日」とする。

3 施行日から平成24年3月31日までの間における条例第4条第1項の規定による申請（当該申請の日において本市の区域内に引き続き3年以上住所を有しない者で、同年3月31日までの間に本市の区域内に引き続き3年以上住所を有するに至るものがするものに限る。）に係る同条第3項の規定の適用については、同項中「同項の規定による申請があった日」とあるのは、「本市の区域内に引き続き3年以上住所を有するに至った日」とする。

参考資料

制 定 要 旨

医療費の助成対象者となるための要件のうち、本市の区域内に引き続き住所を有する期間を短縮するため、この条例を制定するものである。